

**郡上市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

2025年9月

郡 上 市

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
1. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
2. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	7
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	8
3. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの削減目標	9
4. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10
5. 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
(1) 推進体制	12
(2) 点検・評価・見直し体制	14
(3) 進捗状況の公表	14

1. はじめに

このたび、2030 年度までの郡上市の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「郡上市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、郡上市においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指しています。また、岐阜県においても、2050 年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

郡上市においては、平成 18 年度（2006 年度）に「第 1 次郡上市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、令和 6 年度は第 4 次計画の最終年となっています。令和 3 年に第 2 次郡上市総合計画（改訂）後期基本計画を策定し、温暖化対策を進めてきました。令和 3 年 2 月には、2050 年 CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めているところです。

今回の計画は、国の動向を踏まえ郡上市全体の CO₂ 排出量を 2013 年度比で 46%以上の削減を目指す「郡上市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和 5 年 5 月に策定したことから、左記計画に対する市の率先実施という観点で、当計画の二酸化炭素排出削減目標を上方修正し、それを実現するための施策を見直すことを目的としています。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 7 年（2025 年）9 月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2023 年 12 月末時点においては 1,013 地方公共団体と加速度的に増加しています。

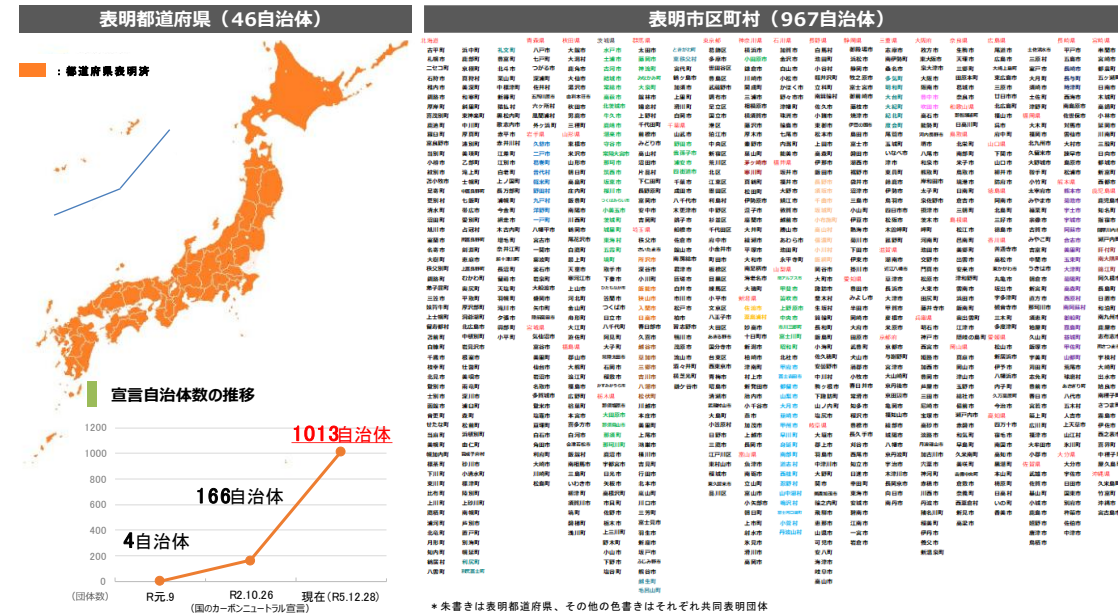


図 1 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体
(2023 年 12 月 28 日時点)

出典：環境省（2023）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

1. 基本的事項

(1) 目的

郡上市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「郡上市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、郡上市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

郡上市事務事業編の対象範囲は以下の表のとおりとし、対象範囲については随時見直しを行うものとします。

表2 本計画における分野名

分野名	庁舎	文化センター等	医療機関	ごみ処理施設
	保育園・幼稚園	小学校	中学校	

(3) 対象とする温室効果ガス

郡上市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

今計画は、2025年度から2030年度末までの6年間を計画期間とします。また、計画開始から3年後の2028年度に、必要に応じて計画の見直しを行います。

項 目	2013	…	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	基準 年度		計画 開始			計画 見直し		目標 年度
計画期間								

図2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

郡上市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び郡上市総合計画並びに先に策定した「郡上市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に即して策定します。

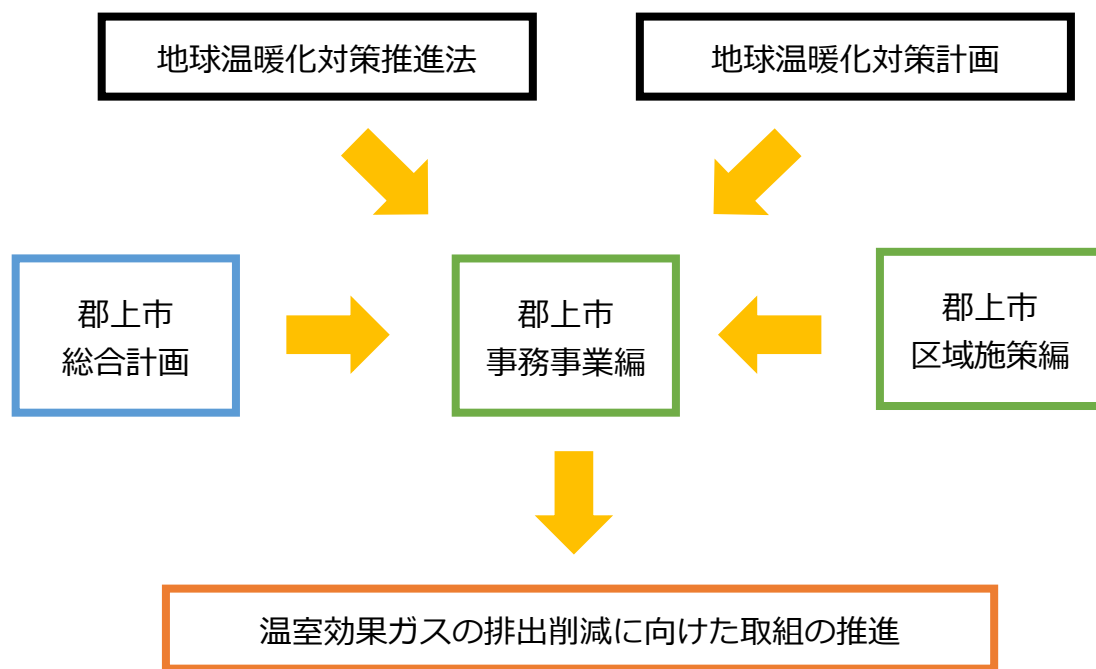


図 3 郡上市事務事業編の位置付け

2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

郡上市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、18,719t-CO₂となっています。第4次計画までの削減努力により、令和6年度実績値で16,490 t-CO₂となり11.9%の削減が進んでいます。

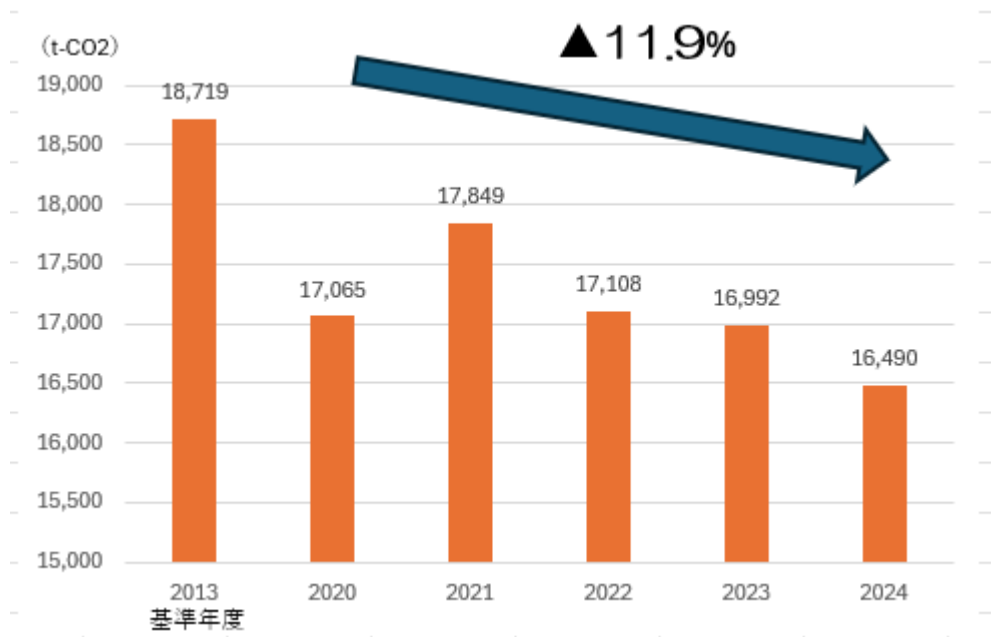


図 4 郡上市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、分野別にみると、ごみ処理施設での排出量が全体の66.35%を占めており、次いで医療機関、庁舎の排出量が多い傾向にあります。また、全体的には削減傾向にあるものの、ごみ処理施設や学校施設など一時的に排出量が上昇している施設もあり、施設によって削減率に差異があります。

表 3 郡上市温室効果ガス排出量の施設分野別の推移

項目	2013年度	基準年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	削減量	削減率
	排出量	構成比	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	(2013-2024)	
庁舎	1,140,284	6.09%	696,091	692,687	619,402	645,398	631,792	▲ 508,492	55.4%
文化センター等	508,337	2.72%	480,476	505,565	467,273	493,239	495,583	▲ 12,754	97.5%
医療機関	3,274,457	17.49%	2,775,574	2,979,576	2,704,493	2,733,810	2,632,963	▲ 641,494	80.4%
ごみ処理施設	12,421,007	66.35%	11,850,284	12,290,867	12,070,402	11,866,669	11,581,554	▲ 839,453	93.2%
保育園・幼稚園	222,917	1.19%	205,285	219,146	212,995	188,865	185,254	▲ 37,663	83.1%
小学校	719,712	3.84%	626,957	711,865	588,941	618,795	579,655	▲ 140,057	80.5%
中学校	432,380	2.31%	430,445	449,626	444,221	445,393	383,278	▲ 49,102	88.6%
合 計	18,719,094	100.00%	17,065,112	17,849,332	17,107,727	16,992,169	16,490,079	▲ 2,229,015	88.1%

基準年度のエネルギー種別の温室効果ガス排出量では、電気が全体の43%を占めており、続いてごみ焼却に伴う排出が28%、灯油が23%となっています。

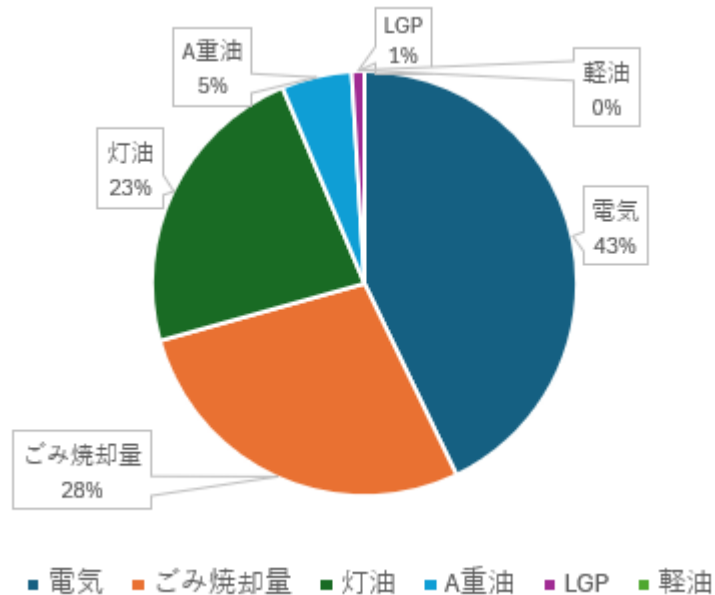


図5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

（2）温室効果ガスの排出量の増減要因

郡上市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として考えられるものを以下にまとめます。

1. 主な増加要因

- ① コロナ禍の巣ごもりの影響による一時的なごみ排出量の増加に伴うごみ処理施設の燃料使用量の増加
- ② 地球温暖化による気温上昇に伴う熱中症対策として、学校施設等へのエアコン等の設置による燃料使用設備の増加ならびに使用時間の拡大

2. 主な減少要因

- ① 主要エネルギーである電気の二酸化炭素排出係数の減少
- ② LED照明や高効率機器への買い替え等による使用設備の省エネ化による排出削減
- ③ 職員の節電努力による消費エネルギーの削減
- ④ 学校施設の統廃合、公共施設適正配置計画の推進による施設数の削減
- ⑤ 低燃費車両・EV車への買い替えによる燃料消費量の削減
- ⑥ 公共施設の屋根への太陽光発電設備の設置による化石エネルギーの使用量の削減

3. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、郡上市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 50%削減することを目標とします。

表 4 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	18,719t-CO ₂	9,360t-CO ₂
削減率	—	50%

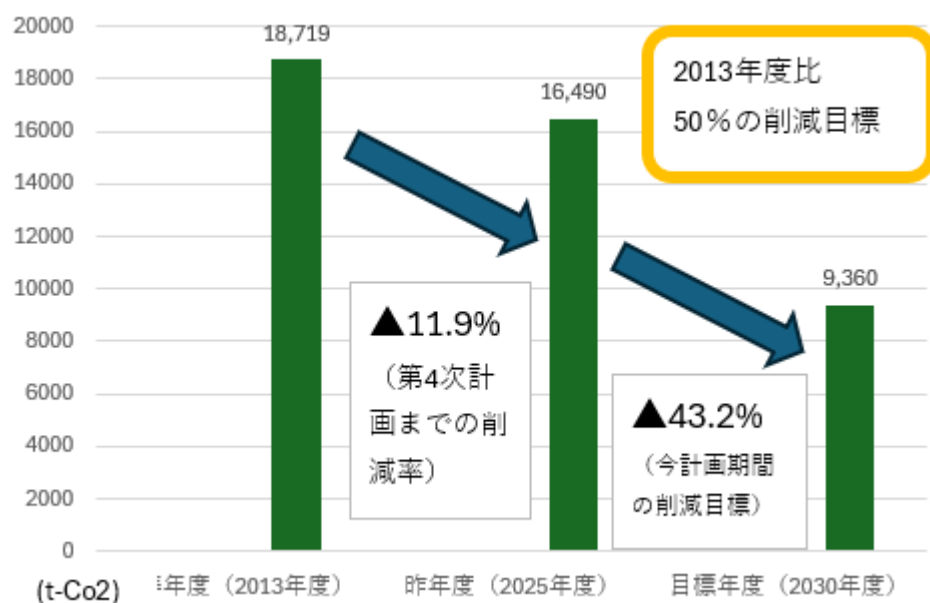


図 5 温室効果ガスの削減目標

4. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表に示された取組が示されています。郡上市においても政府実行計画を参考にしながら、「太陽光発電の最大限の導入」、「再生可能エネルギー電力調達の推進」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 5 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022 年度以降 全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

<具体的な取り組み>

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネル

ギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 街路灯・防犯灯のLED化を進めます。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 特に避難所として活用する施設については、積極的に太陽光発電設備の導入を検討します。
- 郡上市の地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した給湯設備の導入を検討します。
- 太陽光発電設備等を導入しない施設についても、再エネ電力の購入を検討するなど、使用電力の再エネ化に努めます。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークやウェブ会議の積極的な活用を推進します。

⑧ 公共施設適正管理計画の推進

- 計画に基づく公共施設の整理統合を進め、温室効果ガスの総排出量の削減に努めます。
- 施設を新設もしくは改修する際には、省エネルギー対策に配慮し、ZEB Oriented 相当を基本とすることを目指します。

5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

郡上市事務事業編を推進するために、「郡上市庁議等設置規程」に定める「郡上市庁議」の構成員（以下「郡上市庁議構成員」という。）へ定期的な報告を行い、取組を直実に推進します。

① 郡上市庁議構成員

市長、副市長、各部長級職員等で構成され。庁議において郡上市事務事業編推進事務局（以下「事務局」という。）から郡上市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 郡上市事務事業編推進事務局

環境課長を事務局長とし、環境課職員で構成します。事務局は、各施設管理担当者から取組状況の報告を受け、各部課の施設の実行状況を把握するとともに、庁議に報告します。

③ 施設管理担当者

各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

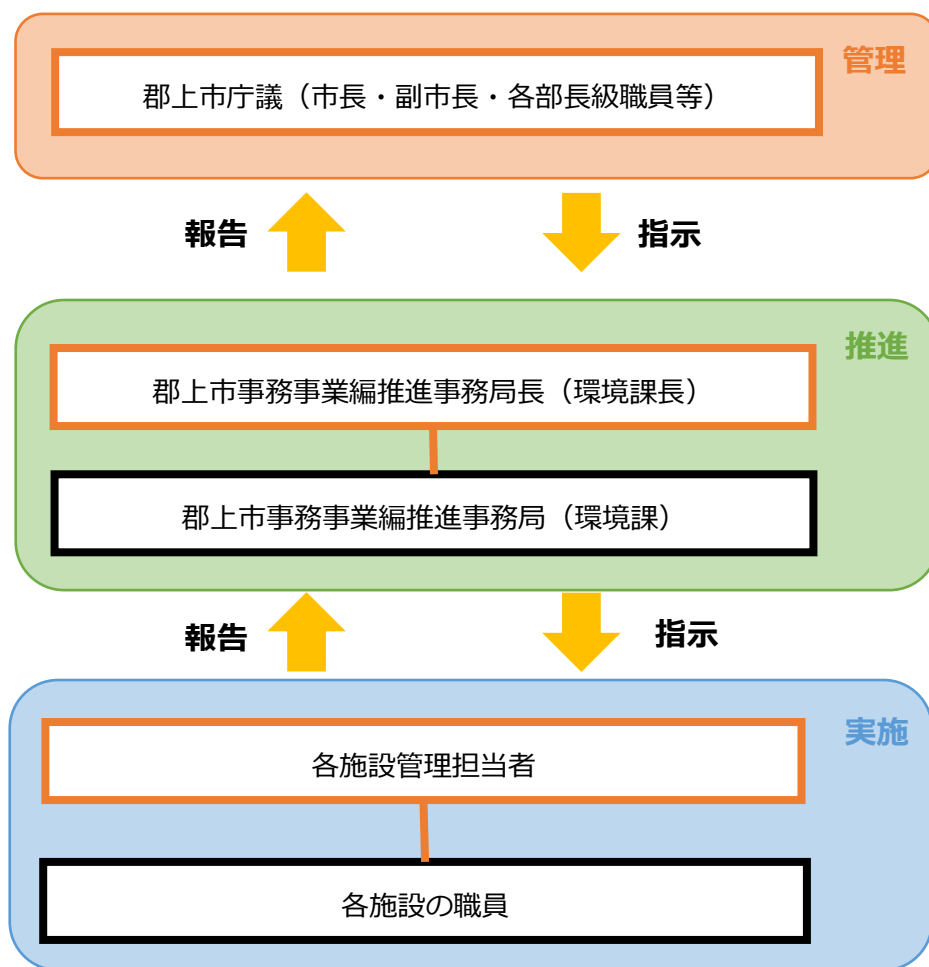


図 6 郡上市事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

郡上市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、郡上市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

郡上市事務事業編の進捗状況は、各施設管理者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して郡上市庁議に報告します。郡上市庁議は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

郡上市庁議は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2028年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028年度に郡上市事務事業編の改定を行います。

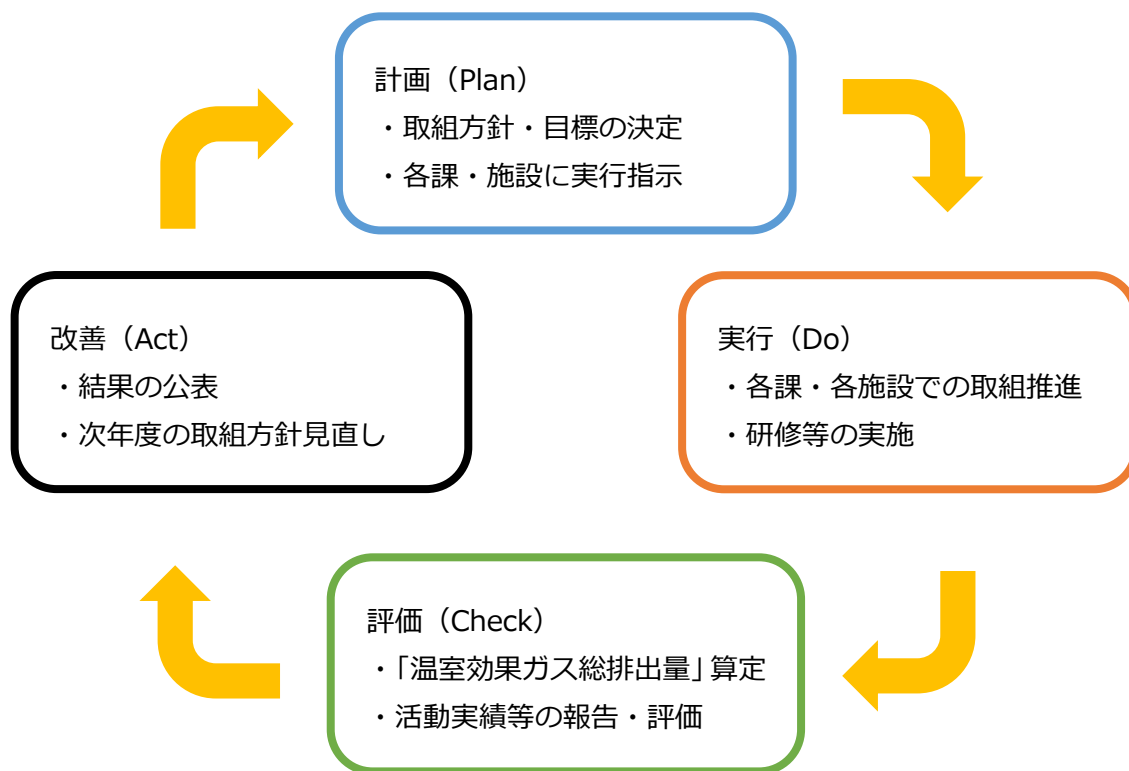


図 7 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

郡上市事務事業編の進捗状況は、市の広報紙やホームページ等で毎年公表します。